

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定容器製造等事業者の再商品化義務の履行期限等）</p> <p>第一条 特定容器製造等事業者は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十二条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度の次年度の九月末日までに当該契約に基づき自らの債務を履行しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定容器製造等事業者の再商品化義務の履行期限等）</p> <p>第一条 特定容器製造等事業者は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する指定法人に再商品化を委託して法第十二条第一項の規定により再商品化義務量の再商品化をしようとするときは、当該年度の前年度の三月末日までに再商品化契約を締結し、再商品化をする年度内に当該契約に基づき自らの債務を履行しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>